

公民館内諸設備・備品等の有効的活用について

(答 申)

平成26年9月12日

昭島市公民館運営審議会

目 次

はじめに	1
1. 1階正面玄関について	2
2. 掲示板について	2
3. ロビーの有効活用について	3
4. 資料コーナーについて	4
おわりに	5
ロビーレイアウト案 図1	6
資料コーナーレイアウト案 図2、図3、図4	7
公民館内設備・備品等の有効的活用について(諮問)	8
昭島市公民館運営審議会委員名簿	9
昭島市民公民館運営審議会「答申」協議日程	9

はじめに

第16期昭島市公民館運営審議会（平成24年10月～平成26年9月）では、館長からの諮問事項「公民館内諸設備・備品の有効活用について」を受けて、定例会等にて審議を重ねてきました。

今期の諮問に際して本審議会がまず、はじめに取り組んだことは、公民館内を3階から1階まで、各委員の目を通してさまざまな施設・備品の状況を確認して廻ることでした。この点検によってあらためて公民館の現状を知り課題を考え始めることとなりました。

また、昭島市公民館の利用者団体のメンバーの方々をお願いして、公民館の施設・備品に関するアンケート調査に取り組みました。アンケート調査にご協力いただいたみなさまにはこの場を借りて御礼を申し上げます。利用者団体の方々からは、館内施設・設備について多様なご意見ご要望を頂戴することができました。こうした利用者・市民の声を手がかりにしながら、各委員が直接に見て回った実感に基づいて協議をもつことができたことは、昭島市公民館の良いところと足りないところをあらためて見直すよい契機となり、答申づくりに向けて公民館のあり方を考える大きな収穫ともなりました。

公運審委員のなかに、市内や他市の施設の見学・調査に自主的に取り組み、各地の情報を入手して、他の施設から学ぶべき点を適切に指摘してくれた委員や、今期の諮問事項にかかわる職業的経験を生かして惜しみなく知見を開示し提供する委員がいたことは、答申づくりによりリアリティ（現実味）をもたせることとなりました。総じて、昭島市公民館のよりよいあり方を求めて各委員の専門分野や関心領域を生かして、委員同士が知恵を出しあい、意見交換ができたことはたいへん意義のあることだったと思います。委員同士の巧みな連携と確かな協力による成果が本答申の随所に生かされています。

さらに、毎回の審議を深めるために有益な情報を提供し、委員からの質問を真剣に受けとめ、事務局として誠実に対応してくださるなど、本審議会の動きに合わせた職員の確実なサポートなくして本答申は成しえなかったといえます。常勤職員の置かれた公民館の意義を実感させてくださった点においても、館長をはじめ館職員の方々に感謝申し上げます。本答申は、先の利用団体からの意見要望を受けて、委員の専門分野や関心領域を十分に生かし、項目ごとに分担して執筆することにしました。とくに今回の答申では、「1階正面玄関」、「掲示板」、「ロビーの有効活用」、「資料コーナー」の4点に絞って提言しています。なにより具体的で実行可能なプランであり、実現性が高く実り多い成果の期待できる答申となったと確信しています。しかしながらそのためには、改善に当たる担い手・実行部隊の確保、新たな予算の獲得及び費用の捻出、取り組み成果の評価などさまざまな課題もあります。ぜひ本答申に込めた思いや願いをおくみ取りいただき、その実現に向けて真摯に努力を傾けてご尽力くださることを期待をして答申を提出いたします。

1. 1階正面玄関について

(1) 公民館の顔である正面玄関は、明るく清潔な印象がたいせつ

多数の人が出入りする為、安全管理の面で避難誘導の妨げにならないように心掛ける。
通路の確保と整理整頓された空間を維持したい。

不要な物は置かず、移動式の掲示板や陳列棚、臨時の看板はなるべく設置しないようにする。

入口の印象には明るさが大きく影響してくる。白を基調とした明るい空間にする事で清潔感のある入口になると思われる。

照明度をアップさせる為スポットライトやダウンライト等の照明器具を増設する。

(2) 公民館らしさを演出する。

ショーウィンドウの役目を持つ。公民館の思いを伝える、おもてなしの心を具現化できれば、素晴らしい。現状のレリーフの壁面を損なわない位置に、多機能な陳列器具（台）を設置し、展示表現をする。

展示内容は、大型でインパクトのあるものが望ましい。入れ替え作業や収集の手間を考慮して展示期間は長期にする。展示例としては、昭島市の文化性を表現する。

市内作者の写真、絵画、書、装飾物等の芸術作品、文化財、記念物、遺物その他が考えられる。

作品の選定方法としては、公募や公民館からの出品依頼が考えられる。

2. 掲示板について

(1) 掲示板を活用するために

- ① 掲示板を正面玄関、ロビー正面、階段・踊場、部屋に限って配置する。
- ② 1Fロビー、階段の掲示板スペースが狭いのでサイズを大きくする。
- ③ その場所に何が書かれているかを明記する。

(2) 掲示板の有効活用例

市民にわかりやすい場所に的確な情報を掲示する。

- ①正面玄関 公民館全体にかかわる内容を掲示

（催事案内、公演ポスターなど）

- ②ロビー正面 公民館全体にかかわる内容や公民館を利用する団体に関する掲示

（催事案内、イベント情報・コンサートチラシ、団体活動紹介、会員募集など）

- ③階段・踊場 公民館の関連情報、ポスターを掲示

（公民館の月次情報、公的なポスターなど）

- ④部屋 その部屋に固有なお知らせを掲示

（喫茶、軽食メニュー、また取り寄せも出来ること、空調、照明を利用するためのマニュアル的のものなど）

3. ロビーの有効活用について

(1) ロビー設置の意義

公民館のロビー（Lobby）は、子供から高齢者まで、様々な年齢層における人々の出会いやふれあいの場であると言われている。公民館の入口に接しているロビーを誰でも自由に、気軽に利用できる雰囲気づくりが大切である。公民館で活動している利用団体・サークルをはじめ市民の方々が、日常の交流の場として、又は個々人の学習・読書や休息の場所として、ロビー機能の充実により、有効活用されることは、多くの市民に公民館活動を理解して戴くことになり、相乗効果が期待できる。

(2) ロビーの有効活用（図1参照）

- ① 窓沿いにカウンターを作り、椅子を置き、一人利用がしやすいようにする。
（学習・読書・新聞閲覧等一人利用に有効活用できる）
- ② 6人掛け連結型の現在の椅子と低めのテーブルを、4人掛け可動式の椅子と少し高めのテーブルに替える。また、仕切りボックスを増やし、背の低い緑の鉢植えに切り替える。（飲み物や軽食をとりながら交流が図れる）
- ③ 喫茶室から飲み物と、可能なら軽食の出前ができるようにし、返却棚を設置する。
（喫茶室利用が難しいならカップ飲料の自販機を置く）
（喫茶室へのオーダー方法・内線電話等をルール化する）
- ④ 飲食可、学習・読書等可などできることを表示し、それに伴うルール（利用者へのお願い）をポップ的に親しみやすく書いた物を掲示する、またはテーブルに立てる。（現在、飲食可の表示がないため、注文できないと思っている）
- ⑤ 利用者がいる時はBGMを流すと心が和む。
（学習・読書・囲碁等邪魔にならない音量にしておく）
- ⑥ 利用者団体・サークルのパンフレット、広報等を閲覧できるような棚を置く。
（現在、パンフレット等一部入口付近にあるが、見やすい位置に設置する）
- ⑦ 「ご意見箱」のような物を設置し、常時利用者のクレームや要望を把握する。
（現在、目立つ場所にないと思うので、利用者の意見を聴きやすい場所に置く）
- ⑧ ロビーコンサートを新しく企画し、市民とのふれあいの場として活用する。
（「ふれあいコンサート」は、プロのアーティストを呼んで小ホールで実施しているが、新しい「ロビーコンサート案」は、利用団体・サークルによる音楽や民話等募集し、隔月段階的实施し交流の場としたら良い）

4. 資料コーナーについて

(1) 資料コーナーの意義

資料コーナーは、社会教育法第 22 条に「公民館は目的達成のために、おおむね左の事業を行う」との規定があり、その第 1 項第 3 号に「図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること」と定められていることに基づき設置されている。公民館にとって重要な施設であると言える。

昭島市公民館資料コーナーは、現状でも話し合いの場、資料を読む場、興味のある資料を探す場として利用されているが、IT 技術の進歩による情報化時代の到来や施設の老朽化・狭隘化など、時代の変遷に伴い問題点もいくつか出てきていると思われる。

(2) 施設面

利用者から学習の場、休憩の場、交流の場として活用され、初対面の人とも昭島の話題で自然に会話が生まれるような場所であってほしい。また、1 階ロビーでも学習、休憩、交流ができるので、1 階をにぎやかな交流の場所、2 階を落ち着いて調べ物や学習ができる場所に差別化して広報したらいいのではないかな。

(3) 設備面

学習の場としてあらゆる世代の市民がきて静かに学習することができるように、テーブルの配置を工夫する。普段は資料コーナーの電灯は一つを残し消灯してあり、電気のスイッチが離れたところにあるなどわかりにくいので、初めての来館者には利用しにくい。使用時に電灯のスイッチの入れ方がわかるような表示があると良い。これらの目的に合ったレイアウトを別紙に添付する。(図 2,3,4 参照)

(4) 資料面

資料によって、ラベルがあるものとないものが混じっていてまとまりがないので、分類・目録の資料表示方法を改善し、最新版を目立つように展示するなどして、探しやすく、見やすく整理する。目録を作り、新しい資料以外は、どこかに資料保管場所を確保して保管するようにすると良いのではないかな。将来的には資料はパソコンを使って管理し、インターネットでの検索・情報閲覧を可能にする。電子書籍にも対応できるようにする。公衆 Wi-Fi が使えるようにし、自分のパソコンで資料検索ができると良い。地域資料に興味を持ち、貸し出しを希望する市民もいるので、地域資料の特性上常備しておかなければいけない資料を除いて、できる範囲で貸し出しも可能にする。

(5) 活用されるための方策

「昭島発見コンテスト」のようなイベントを定期的に関催し、地域資料を活用して昭島をより深く知ってもらうようにする。昭島を知るために地域資料を活用しようと様々な世代の人が集い、昭島についての情報交換が盛んになるような環境を用意する。昭島市内に分散してある地域資料、博物資料、行政資料の閲覧場所、入手方法などの情報をまとめた資料も用意する。市民の調査結果を冊子にして、資料として資料コーナーに保存する。こういったイベントや学習の機会があれば、地域資料を介して人が出会う場所になるのではないかな。また、学習スペース（学習室）の設置と充実により、若い世代も使いやすい場所にもなる。

おわりに

いま公民館には、さまざまな技能・能力や資格を有した職員が必要になっています。公民館の改善には、それを実現できる有能な人材が必要でありながら、今回は具体的に内容の提案まで至らなかった点が課題です。

例えば、今答申で提言している資料コーナーには、司書能力を有した職員・スタッフの配置が必要であり、また、館内の掲示や展示の仕方においては学芸員的能力を持った職員・スタッフの配置が望まれます。現在、こうした資格を有した職員を配置しているならば、その資格の積極的な活用をお願いします。

さいごに、公民館がより使いやすい施設に改善されることでさらなる公民館の発展を祈念します。

1 階ロビー レイアウト案

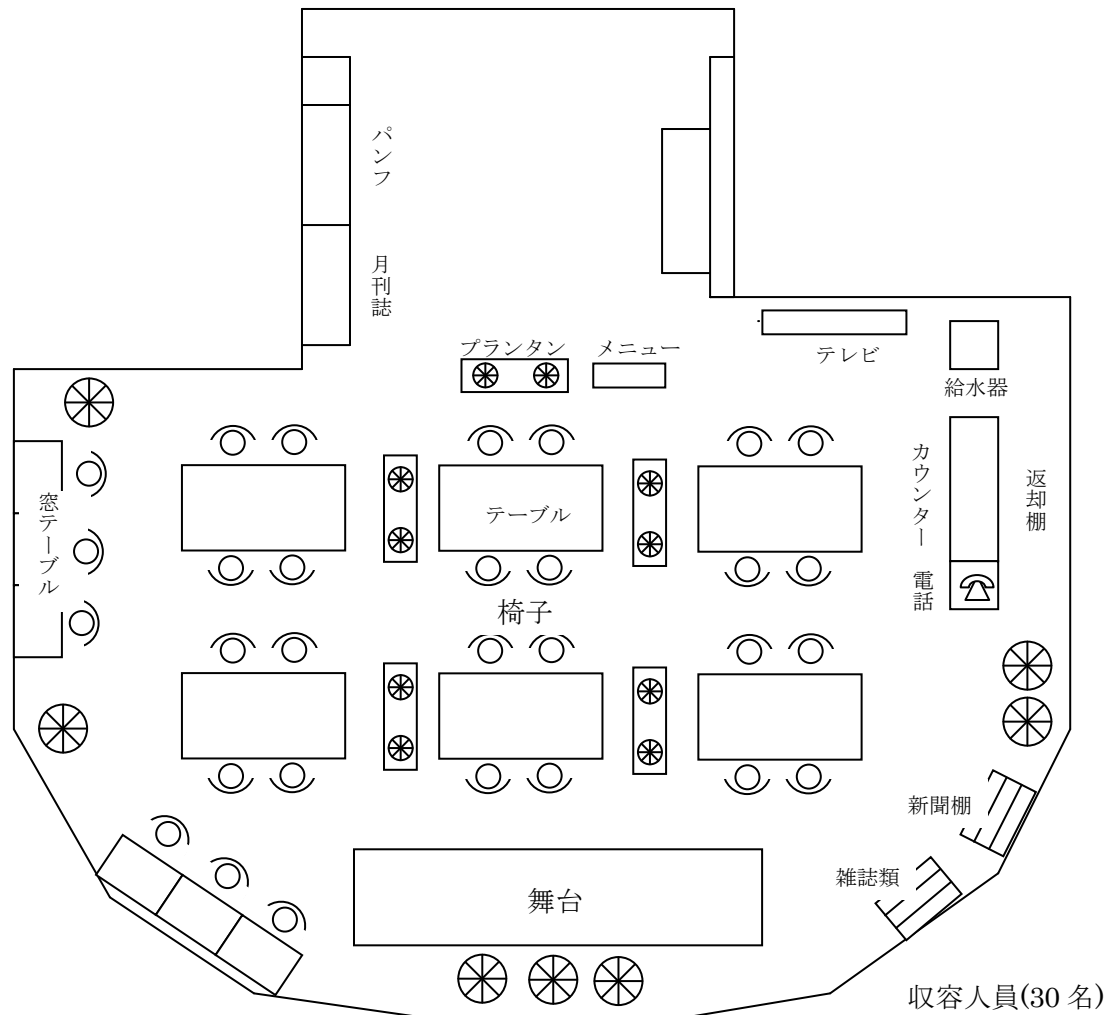


図 1

2 階 資料コーナー レイアウト案

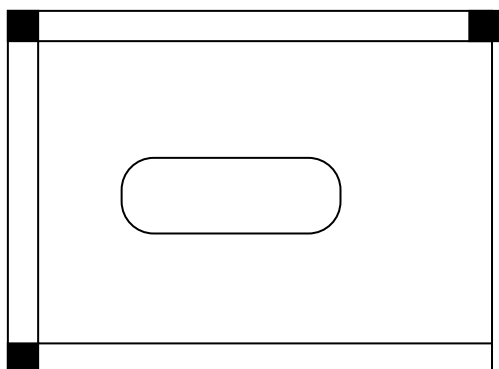


図 2

長テーブルを囲んだ学習スペース。重ねられる椅子を 10 脚ほど用意し、個人・グループにより自由にレイアウトする。

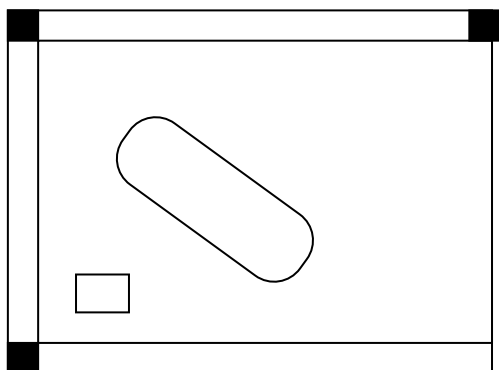


図 3

インターネットにつながるパソコンと長テーブル

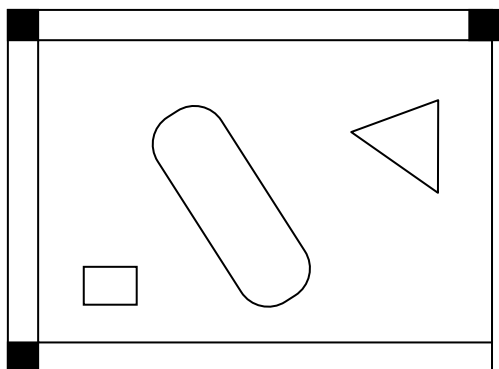


図 4

左から PC 机、長テーブル、グループ学習用小テーブル。利用者が増えたら机を増やす。

資料コーナーは西面と南北（図面左と上下）に本棚が配置されている、上記 3 例は、本棚をそのまま残してレイアウトを考えたもの。

この他に、資料コーナーの本棚は撤去して、全スペースを学習用にしてはどうかという意見も提案された。

平成25年11月8日

昭島市公民館運営審議会

会長 片岡 了 様

昭島市公民館

館長 辻 みえ子

公民館内諸設備・備品等の有効的活用について（諮問）

日頃より、公民館の事業運営につきましてご審議を賜り感謝いたします。

公民館については、様々な課題がありますが、今期公民館運営審議会には下記を諮問しますので、よろしくご指導の程お願い申し上げます。

記

1 諮問事項

公民館内諸設備・備品等の有効的活用について

2 諮問内容

公民館の大規模改修工事が終了しリニューアルされ、学習文化機関として既存の諸設備・備品の配置や装飾等について整備・充実に努めていますが、十分とはいえない状況です。そこで、公民館を身近な施設に感じられるよう、以下について有効的かつ魅力ある活用方法について諮問いたします。

- ・ 1階交流ロビー
- ・ 1階正面玄関内
- ・ 2階・3階ガラスケース
- ・ 2階資料コーナー
- ・ 各会議室等の掲示板
- ・ そのほか諸設備・備品等

3 答申の時期

平成26年9月末日

昭島市公民館運営審議会委員名簿

任期 自 平成 24 年 10 月 1 日
至 平成 26 年 9 月 30 日

◎会長 ○副会長

No.	氏 名	選 出 区 分
1	田 中 淳 志	学校教育の関係者
2	大 澤 俊 則	社会教育の関係者
○ 3	柴 田 雄 司	
4	秋 山 友 子 ※平成 24. 11. 1～	
5	嶽 山 俊 夫	
6	高 橋 正 宜	
7	古 川 幸	家庭教育の関係者
◎ 8	片 岡 了	学識経験のある者
9	山 川 稔	公募の市民
10	山 本 智 子	

昭島市公民館運営審議会「答申」協議日程

開 催 日	会場	内 容
11 月 8 日（金）	昭島市公民館 午後 7 時～9 時	・ 諮問を受ける。
12 月 13 日（金）		・ 諮問に係わる意見交換について
3 月 14 日（金）		・ 答申書（案）の検討
4 月 25 日（金）		・ 答申書（案）の検討
5 月 16 日（金）		・ 答申書（案）の検討
6 月 20 日（金）		・ 答申書（案）の検討
7 月 25 日（金）		・ 答申書（案）の検討
8 月 21 日（木）		・ 小委員会で答申書（案）の検討
8 月 29 日（金）		・ 答申書の最終確認
9 月 12 日（金）		・ 答申の提出